

青年等就農資金基本要綱
(平成26年 4 月 1 日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 対象となる計画
- 第 3 資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 貸付金の使途
 - 3 貸付金の最高限度額
 - 4 貸付利率
 - 5 償還期限（据置期間）
 - 6 貸付方式
- 第 4 政府が行う利子補給
 - 1 日本公庫に係る利子補給契約
 - 2 利子補給率
- 第 5 その他

第 1 趣旨

本要綱は、将来、効率的・安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第2項に規定する認定就農計画（以下「認定就農計画」という。）の目標達成を図ろうとする認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）に対して融通する青年等就農資金（基盤強化法第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金をいう。以下同じ。）について定めるものである。

第 2 対象となる計画

本要綱による支援の対象となる計画は、認定就農計画とする。

第 3 資金の内容等

本資金の貸付対象者、貸付金の使途及び貸付条件等は次に掲げるとおりであり、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）が定めるところによるものとする。

1 貸付対象者

貸付対象者は、認定新規就農者及び認定新規就農者に転貸する融資機関とする。

2 貸付金の使途

認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な次に掲げる資金の具体的内容は別紙に例示するとおりとする。

（1）農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培

を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。)等の改良等

- (2) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (3) 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得
- (4) 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等
- (5) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他の基盤強化法第14条の4第2項第3号の措置を行うのに必要な長期資金

3 貸付金の最高限度額

貸付金の最高限度額は、3,700万円とする。

ただし、次の要件の全てを満たす場合は、1億円とする。

- (1) 認定就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)の意見書をいう。）が都道府県知事の認定を受けた指導農業士（これに類するものを含む。）等から提出されているものであること
 - ① 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士（これに類するものを含む。）又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年（以下「技術等習得年」という。）が2年以上である者
 - ② 技術等習得年が1年以上であり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上である者

4 貸付利率

公庫の貸付利率は、無利子とする。

5 償還期限（据置期間）

償還期限17年以内（うち、据置期間5年以内）

6 貸付方式

本資金の貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関から認定新規就農者への直接貸付けのほか、必要に応じ基盤強化法第14条の6第1項第2号に規定する融資機関を通じた転貸による貸付けも行い得るものとする。

第4 政府が行う利子補給

1 日本公庫に係る利子補給契約

- (1) 基盤強化法第14条の9第1項に規定する利子補給契約は、別記「青年等就農資金利子補給契約約款」（以下「約款」という。）により締結することとし、日本公庫は約款を承諾の上、農林水産大臣に対しその契約の申込みをするものとする。
- (2) 基盤強化法施行令第5条の規定に基づき日本公庫が農林水産大臣に提出する契約申込書は、様式1によることとする。

なお、当該契約申込書に記載すべき当該年度における本資金の貸付予定額等に

関する国の予算上の措置事項については、毎年度当初に示すこととする。

2 利子補給率

- (1) 利子補給金の額は、基盤強化法第14条の9第4項において、利子補給契約に係る貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とすることとされているが、この農林水産大臣が定める利率については、別途告示により定めるものとする。
- (2) 公庫は、第1四半期及び第3四半期の末日から7営業日以内に、貸付けに係る長期資金の当該四半期及び当該四半期の前四半期の調達実績（日本公庫にあっては株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第41条第2号に掲げる業務に係る勘定について同法第49条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金に係る調達実績に限り、沖縄振興開発金融公庫にあっては沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第26条第1項に規定する政府からの資金の借入れ及び同法第27条第1項の規定により発行する沖縄振興開発金融公庫債券に係る調達実績に限る。）について、様式2により農林水産大臣に報告するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、(2)の報告を考慮して(1)の利率を定めるものとする。

第5 その他

- 1 第3の1に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の規定によることとする。
- 2 青年等の就農促進のための効率的な支援体制の整備については、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基盤強化法基本要綱」という。）第5の3の規定によることとする。
- 3 公庫は、アドバイザーを置き、経営改善資金計画書の審査及び貸付後における農業経営の開始から相当の期間を経過した時における目標達成について、基盤強化法基本要綱第7の5の規定により関係機関とも十分連携し、指導、助言を行わせるものとする。
- 4 公庫は、本資金の借入者が、本資金の償還を終了するまでの間、毎年、経営状況を報告させるものとする。

附 則（平成26年4月1日25経営第3702号）

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第9条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金（同法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条第2項第2号の経営を開始するのに必要な資金に限る。）の貸付金残高を有する者の第3の3の貸付金の最高限度額については、3,700万円から当該貸付金残高を減ずる。

附 則（平成27年4月9日26経営第2971号）

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3239号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日28経営第3030号）

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月8日付け元経営第2号）

- 1 この通知は、令和元年5月8日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年9月27日付け元経営第1246号）

- 1 この通知は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の日前に貸し付けられた青年等就農資金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日付け元経営第3214号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付け2経営第3379号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日付け4経営第2637号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

青年等就農資金の融資対象

- 基本的考え方**
- ① 認定就農計画に明示された基盤強化法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置の実施に必要な長期資金に限る。
- ② したがって、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係のないものや認定された計画と関係ないものは、融資対象とならない。
- ③ また、単なる資金繰り資金も融資対象とならない。

貸付金の使途の例示	具体的事業内容の例示	備 考
1. 農地等の改良等	○農地等の改良、造成、保全	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
2. 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、堆肥舎、農作物育成管理用施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具 ○経営管理用施設 農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、発電施設、農業生産環境施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
3. 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設	自己の経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
4. 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等	○定款及び諸規則作成のための費用、株式募集その他のための広告費、目論見書・株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に使用する使用人の給料、金融機関の取扱手数料、証券会社の取扱手数料、創立総会に関する費用その他会社設立事務に関する必要な費用、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額並びに設立登記の登録免許税その他の繰延資産 ○土地、建物等の賃借料、広告宣伝費、通信交通費、事務用消耗品費、支払利子、使用人の給料、保険料、電気・ガス・水道料等で、農業経営開始時までに出した開業準備のための費用その他の繰延資産	決算書に繰延資産として計上しないものは対象外
5. 家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い	○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料	自らの経営以外において使用することを目的とする場合は対象外
その他基盤強化法第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の措置を行うのに必要な長期資金	○農業経営の開始に伴い必要となる初期的経営費用 ○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等）	認定就農計画期間中に必要なものに限る。 当該経営体が認定を受けている場合に限る。

様式 1（第 4 の 1 の（2）関係）

青年等就農資金利子補給契約申込書

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の 9 及び農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第 5 条の規定に基づき、青年等就農資金利子補給契約約款を承諾の上、令和 年度において当公庫が貸し付ける青年等就農資金に係る利子補給契約を締結したいので、下記により、申し込みます。

令和 年 月 日

農林水産大臣

殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

記

- 1 政府の利子補給に係る青年等就農資金の令和 年度における貸付予定額

円

- 2 1 の貸付予定額に係る利子補給金の予定額

- (1) 令和 年度貸付けに係る同年度以降20年度間における支給予定額の総額

円

- (2) 令和 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間における貸付けに係る利子補給金の令和 年度における支給予定額の総額

円

様式2（第4の2の（2）関係）

令和 年度第 四半期及び第 四半期における資金の調達実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫又は
沖縄振興開発金融公庫の代表者

青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第4の2の(2)の規定に基づき、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間における貸付けに係る資金の調達実績について、下記のとおり報告します。

記

1 第 四半期

区 分	調達年月日	償還期限	据置期間	金 利	調 達 額	備 考
財政融資資金	年 月 日	年	年	%	百万円	
財投機関債						
平均金利・合計額						

2 第 四半期

区 分	調達年月日	償還期限	据置期間	金 利	調 達 額	備 考
財政融資資金	年 月 日	年	年	%	百万円	
財投機関債						
平均金利・合計額						

- (注) 1 財政融資資金とは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条により設置されるもので、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が借り入れた資金をいう。
- 2 財投機関債とは、株式会社日本政策金融公庫が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第49条の規定により発行する社債及び沖縄振興開発金融公庫が沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第27条第1項の規定により発行する沖縄振興開発金融公庫債券をいう。
- 3 平均金利は、調達資金の区分ごとに調達ごとに調達額に金利を乗じて得た値を合算し、調達額の合計額で除して計算した加重平均値とし、小数点以下第3位を四捨五入すること。

別記（第4の1の（1）関係）

青年等就農資金利子補給契約約款

（利子補給金の支給）

第1条 政府は、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が貸し付けた農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の6第1項第1号に規定する青年等就農資金（法に定めるところにより貸し付けられたものに限る。以下「青年等就農資金」という。）につき、この約款の定めるところにより、日本公庫に対し、利子補給金を支給するものとする。

（利子補給金の支給の年限）

第2条 政府が利子補給金を支給する年限は、当該利子補給金の支給に係る青年等就農資金の貸付けをした年度以降20年度とする。

（利子補給金の支給に係る期間）

第3条 利子補給金は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）に係るもの及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係るものに分けて、支給するものとする。

（利子補給金の額）

第4条 利子補給金の額は、前条に規定する期間ごとに、当該利子補給金の支給に係る青年等就農資金の各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした計算上の貸付残高を超えるときは、当該計算上の貸付残高）につき、告示により農林水産大臣が定める利率により計算した額の合計額とする。

（利子補給金の交付の申請）

第5条 日本公庫は、利子補給金の交付を受けようとするときは、次項に定める期間内に別記様式1により利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 当該利子補給金交付申請書の提出は、上期に係るものについては同年9月1日から同年9月10日までの期間に、下期に係るものについては翌年3月1日から翌年3月10日までの期間に行うものとする。ただし、当該申請書の作成に当たっては、見込額とすることを妨げない。
- 3 農林水産大臣は前項に規定する申請書の提出時期以外であっても、青年等就農資金の貸付けの円滑な実施を図る上で必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、日本公庫に利子補給金交付申請書（兼支払請求書）を提出させることができるものとする。

(利子補給金の支払)

第6条 農林水産大臣は、前条第1項の規定による支払請求書の提出があったときは、調査のため日時を要する場合を除き、その提出の日の属する月の末日までに、利子補給金を支払うものとする。

(貸付実行報告)

第7条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る青年等就農資金の貸付けを行ったときは、上期及び下期の末日から1カ月以内に、別記様式2による貸付実行報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

2 日本公庫は、前項の規定により報告した貸付けの条件等の事項に変更があったときは、上期に変更があったものについては同年11月15日までに、下期に変更があったものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記様式3による貸付条件等変更報告書により、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

(回収状況報告)

第8条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る青年等就農資金の回収状況に関し、上期に回収したものについては同年11月15日までに、下期に回収したものについては翌年5月15日までに、それぞれ別記様式4による回収状況報告書により農林水産大臣に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第9条 日本公庫は、第1条の規定による利子補給金の支給に係る各事業年度の融資事業が完了したときは、別記様式5による事業完了報告書により、その実績を、遅滞なく農林水産大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 日本公庫は、第5条の利子補給金の交付に係る一会計年度の実績を、別記様式6による会計年度実績報告書により、翌年度の5月末日までに農林水産大臣に報告しなければならない。

(利子補給金額の確定等)

第11条 農林水産大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の審査を行い、当該利子補給金の額を確定し、日本公庫に通知する。

2 農林水産大臣は、日本公庫に交付すべき利子補給金の額を確定した場合において、既にその額を超える利子補給金が交付されているときは、その超える部分の利子補給金の返還を命ずるものとする。

別記様式 1 (利子補給契約約款の様式)

令和 年度 期青年等就農資金利子補給金交付申請書(兼支払請求書)
(令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

青年等就農資金利子補給契約約款第5条第1項の規定に基づき、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの支給期間に係る青年等就農資金の利子補給金 円の交付を申請する。

なお、併せて利子補給金 円の支払いを請求する。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 令和 年度 期青年等就農資金利子補給金 | 円 |
| 2 | 青年等就農資金利子補給金計算書
別紙のとおり | |

(別紙) [別記様式 1 附属]

青年等就農資金利子補給金計算書 (支給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日)

貸付 年度	(A) 期首貸付 残高	(B) 期末貸付残高	(C) 貸付平均 残高	(D) 利子補給 率	(E) 国の利子 補給額 (C×D)	(F) 既に支払 を受けた利子 補給額	備 考
	円	円	円	年%	円	円	
総計							

- (注) 1 「A」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては4月1日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては10月1日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
- 2 「B」欄には、4月1日から9月30日までの期間に係るものについては9月30日、10月1日から3月31日までの期間に係るものについては3月31日現在における貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。
- 3 「C」欄の貸付平均残高は、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額 積数/365を記入すること。

別記様式 2

青年等就農資金貸付実行報告書
(令和 年度 期分)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

青年等就農資金利子補給契約約款第7条第1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 青年等就農資金貸付額

[illegible]

2 利子補給金見込額

年 度		第 1 四半期 融資分に係る 利子補給金	第 2 四半期 融資分に係る 利子補給金	第 3 四半期 融資分に係る 利子補給金	第 4 四半期 融資分に係る 利子補給金	年度合計
令和 年度	当該年度	円	円	円	円	円
令和 年度	2 年度目					
令和 年度	3 年度目					
令和 年度	4 年度目					
令和 年度	5 年度目					
令和 年度	6 年度目					
令和 年度	7 年度目					
令和 年度	8 年度目					
令和 年度	9 年度目					
令和 年度	10 年度目					
令和 年度	11 年度目					
令和 年度	12 年度目					
令和 年度	13 年度目					
令和 年度	14 年度目					
令和 年度	15 年度目					
令和 年度	16 年度目					
令和 年度	17 年度目					
令和 年度	18 年度目					
令和 年度	19 年度目					
令和 年度	20 年度目					
合 計						

(注) 本報告書作成の基礎となる個々の借受者データを、参考様式 1 を参考に作成し、必要に応じて提出すること。

(参考様式1)

令和 年度 期貸付実行報告明細書

整理 番号	貸付先		貸付 対象 者の 区分	借受 形態 区分	保証 形態 区分	貸付 年月 日	事業 費	貸付 金額	貸付条件		償還 特例 の 種類	償還 方法 の 区分	資金 使途 区分	作物 区分	補助 残融 資の 有無
	都道 府県 名	市町 村名							据置 期間	償還 期限					
							千円	千円	年 月	年 月					

- (注) 1 「整理番号」欄は年一連番号を付すること。
- 2 「貸付対象者の区分」、「借受形態区分」、「保証形態区分」、「償還特例の種類」、「償還方法の区分」、「資金使途区分」、「作物区分」の各欄の記入内訳については別途指示する。

別記様式 3

青年等就農資金貸付条件等変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

青年等就農資金の貸付条件等に変更があったので、青年等就農資金利子補給契約約款第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告する。

記

貸付 年度	整理 番号	貸付金額	変更 年月日	据置 期間	償還 期限	利子補給 金見込額	変更の概要

- (注) 1 「据置期間」、「償還期限」、「利子補給金見込額」に変更があった場合は、変更後の内容を上段に括弧書きすること。
- 2 本表作成の基礎となる（別紙）「貸付条件等変更個別明細書」を別途作成し、必要に応じて提出すること。

(別紙)〔別記様式3 附属〕

貸付条件等変更個別明細書

1 整理番号

2 変更する項目

3 変更の内容

変更前

変更後

4 変更の理由

5 変更年月日

6 その他参考事項

(注) 事業費については著しく変更した場合に限る。

別記様式 4

令和 年度 期青年等就農資金回収状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

青年等就農資金利子補給契約約款第8条の規定により、令和 年度 期分の回収状況を下記のとおり報告する。

(単位:千円)

[illegible]

別記様式 5

青年等就農資金事業完了報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

令和 年度に実施した利子補給金の支給に係る青年等就農資金の融資事業が完了したので、青年等就農資金利子補給契約約款第 9 条の規定により別紙のとおり報告する。

(別 紙) [別記様式 5 附属]

令和 年度に融資した利子補給金の支給に係る青年等就農資金の年度別事業実績

年次	事業年度 (会計年度)	(A) 期末貸付件数 (件)	(B) 期末貸付残高 (円)	(C) 貸付平均残高 (円)	(D) 利子補給率 (年%)	(E) 利子補給額 (円)	(F) 利子補給限度額 (円)	(G) 償還額 (円)	(H) 貸倒償却額 (円)	うち直接償却額 (円)	うち部分直接償却額 (円)
1	令和 年度										
2	令和 年度										
3	令和 年度										
4	令和 年度										
5	令和 年度										
6	令和 年度										
7	令和 年度										
8	令和 年度										
9	令和 年度										
10	令和 年度										
11	令和 年度										
12	令和 年度										
13	令和 年度										
14	令和 年度										
15	令和 年度										
16	令和 年度										
17	令和 年度										
18	令和 年度										
19	令和 年度										
20	令和 年度										
総 計											

(注) 1 「B」欄には、3月31日現在の貸付残高（延滞額を除く。）を記入すること。

2 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和（積数という。）を年間の日数で除して得た額 $\text{積数} \div 365$ を記入すること。

3 「F」欄には、融資を実施した年度に係る青年等就農資金利子補給契約書に記載された20箇年度間を通ずる利子補給金の限度額を記入すること。

別記様式 6

令和 年度青年等就農資金会計年度実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁

令和 年度に係る青年等就農資金の融資事業が終了したので、青年等就農資金利子補給契約約款第10条の規定により、別紙のとおり報告する。

(別紙)〔別記様式6 附属〕

令和 年度青年等就農資金に係る利子補給実績計算書
(期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日)

貸付 年度	(A)期首 貸付残高 (円)	(B)期末 貸付残高 (円)	(C)貸付 平均残高 (円)	(D)利子 補給率 (年%)	(E)国の利 子補給額 (C×D) (円)	(F)上期に支 払を受けた 利子補給金 (円)	(G)下期に支 払を受けた 利子補給金 (円)	(H)返還 額 (F+G-E) (円)	備 考
合計									

- (注) 1 「A」欄には、4月1日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
- 2 「B」欄には、3月31日現在の貸付残高(延滞額を除く。)を記入すること。
- 3 「C」欄には、各貸付金の計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の合計額の総和(積数という。)を年間の日数で除して得た額積数/365を記入すること。